

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年1月8日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第1号

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成5年四日市市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2号様式の2を次のように改める。

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

2. 収集運搬する一般廃棄物の種類及び運搬量等【収集先一覧】

	一般廃棄物の種類	運搬量 (t/月 又は、m <sup>3</sup> /月)	排出事業所		積替え又は取管を行う 場合には積替え又は 保管場の所在地	運搬先の名称及び 所在地 (処分場の名称及び所在地)
			名称	所在地		
1		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
2		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
3		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
4		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
5		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
6		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
7		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
8		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕

備考

- ・取り扱う一般廃棄物の種類及び排出事業者ごとに記載すること。
- ・事業系一般廃棄物の廃棄物種類は一括りとし、括弧書きで細かい品目を記すこと。
- ・クリーンセンターへ運搬する場合は、運搬先のその他欄に搬入許可番号を記載すること。
- ・市外へ運搬する場合は、運搬先の処分業等の許可証写しを添付すること。



## 3. 運搬施設の概要

## (1) 運搬車両一覧

	車両の名称	形式 (車体の形状)	自動車登録番号	最大積載量 (kg)	備 考	搬入カード No.
1				kg		
2				kg		
3				kg		
4				kg		
5				kg		
6				kg		
7				kg		
8				kg		
9				kg		
10				kg		
11				kg		
12				kg		
13				kg		
14				kg		
15				kg		

事務所の所在地

駐車場の所在地

## (2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考

## (3) 積替え又は保管施設の概要



4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 収集運搬の方法

ア 収集方法

イ 有価物の処理（リサイクル処理）方法

ウ 車両毎の用途

(2) 作業計画

ア 作業能力

イ 収集運搬業務を行う時間

ウ 休業日

(3) 従業員数内訳

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

ア 廃棄物の飛散防止について

イ 廃棄物の流出防止について

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

(3) その他において講ずる措置

ア 排出事業者に対する廃棄物の分別指導について

イ 排出事業者に対する廃棄物の減量指導について

ウ 法令遵守について

エ その他の事柄について

第2号様式の7を次のように改める。

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 収集運搬する一般廃棄物の種類及び運搬量等【収集先一覧】

	一般廃棄物の種類	運搬量 (t/月 又は、m <sup>3</sup> /月)	排出事業所		搬入許可 番号	運搬先の名称及び 所在地 (処分場の名称及び所在地)
			名称	所在地		
1		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
2		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
3		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
4		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
5		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
6		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
7		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
8		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕

備考

- ・取り扱う一般廃棄物の種類及び排出事業者ごとに記載すること。
- ・事業系一般廃棄物の廃棄物種類は一括りとし、括弧書きで細かい品目を記すこと。
- ・クリーンセンターへ運搬する場合は、搬入許可番号を記載すること。
- ・市外へ運搬する場合は、運搬先の処分業等の許可証写しを添付すること。

## 2. 収集運搬する一般廃棄物の種類及び運搬量等【収集先一覧】

	一般廃棄物の種類	運搬量 (t/月 又は、m <sup>3</sup> /月)	排出事業所		搬入許可 番号	運搬先の名称及び 所在地 (処分場の名称及び所在地)
			名称	所在地		
		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
		t・m <sup>3</sup> /月				・北クリーンセンター ・その他〔 〕
		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕

## 3. 運搬施設の概要

## (1) 運搬車両一覧

	車両の名称	形式 (車体の形状)	自動車登録番号	最大積載量 (kg)	備 考	搬入カード No.
1				kg		
2				kg		
3				kg		
4				kg		
5				kg		
6				kg		
7				kg		
8				kg		
9				kg		
10				kg		
11				kg		
12				kg		
13				kg		
14				kg		
15				kg		

事務所の所在地

駐車場の所在地

## (2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考



4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 収集運搬の方法

ア 収集方法

イ 有価物の処理（リサイクル処理）方法

ウ 車両毎の用途

(2) 作業計画

ア 作業能力

イ 収集運搬業務を行う時間

ウ 休業日

(3) 従業員数内訳

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

ア 廃棄物の飛散防止について

イ 廃棄物の流出防止について

(2) その他において講ずる措置

ア 排出事業者に対する廃棄物の分別指導について

イ 排出事業者に対する廃棄物の減量指導について

ウ 法令遵守について

エ その他の事柄について

第3号様式の2を次のように改める。

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

2. 処分する一般廃棄物の種類及び処分量等

	一般廃棄物の種類	処分量 (t/月 又は、m <sup>3</sup> /月)	排出事業所		処分方法	処分先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
			名称	所在地		
1		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
2		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
3		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
4		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
5		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
6		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
7		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕
8		t・m <sup>3</sup> /月				・クリーンセンター ・その他〔 〕

備考

- ・取り扱う一般廃棄物の種類及び排出事業者ごとに記載すること。
- ・事業系一般廃棄物の廃棄物種類は一括りとし、括弧書きで細かい品目を記すこと。
- ・クリーンセンターへ運搬する場合は、搬入許可番号を記載すること。
- ・市外へ運搬する場合は、運搬先の処分業等の許可証写しを添付すること。



3. 施設の概要 (許可外処理施設)

処理施設の種類	
設置場所	
設置年月日	
処理能力	
廃棄物の種類	
処理施設の処理方式 及び設備の概要	
環境保全設備の概要	

4. 最終処分場（許可外）	
最終処分場の種類 及び名称	
設置場所	
設置年月日	
最終処分場の規模等	
埋立対象廃棄物の 種類	
構造及び設備の概要	
放流水の水質等	
その他環境保全対策	

5. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

(1) 処分の方法

ア 処分方法

イ 有価物の処理（リサイクル処理）方法

ウ 有価物除去後の処分方法

(2) 作業計画

ア 作業能力

イ 処分業務を行う時間

ウ 休業日

エ 組織

(3) 従業員数内訳

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

6. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

(2) 保管施設において講ずる措置

(3) 最終処分場において講ずる措置

(4) その他において講ずる措置

ア 排出事業者に対する廃棄物の分別指導について

イ 排出事業者に対する廃棄物の減量指導について

ウ 法令遵守について

エ その他の事柄について

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から平成28年3月31日までの間に行われる一般廃棄物収集運搬業の許可の申請（許可の更新の申請を除く。）及び変更届については、改正後の四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第2号様式の2、第2号様式の7及び第3号様式の2の規定は適用せず、なお従前の例による。

(環境部生活環境課)